

奈良県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

7			番号	路線
奈良市石木町六三 五番一地先から 大和郡山市城町一 七一三番三八地先 まで		奈良市石木町六三 五番一地先から 大和郡山市城町一 七一三番三八地先 まで		区 間
後		前		区域変更 の前後別
B	A	A		
一・二・六 、 四・七・四	三・二 、 二・三・二	三・二 、 二・三・二		敷地の幅員 メートル
六九二・四	五四一・五	五四一・五		延長 メートル
				備考

まで

四 区域変更年月日

平成三十年一月二十六日